

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	東松山市 公営住宅の管理に関する事務 基礎項目評価書 【令和4年5月26日終了】

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東松山市は公営住宅の管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

公営住宅管理事務では、事務の一部を外部委託しているが、委託先による情報の不正な利用等への対策として、事業者との間に個人情報の保護及び取扱いに関する契約を締結し、適切な管理に努めている。

評価実施機関名

埼玉県東松山市長

公表日

令和4年6月7日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	公営住宅の管理に関する事務
②事務の概要	<p>公営住宅法の規定に基づき、住宅に困窮する方に低廉な家賃で賃貸を行っている。</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公営住宅入居時の入居資格確認(所得要件、在住要件等) ・公営住宅入居時の家賃決定・敷金決定 ・入居後の収入申告、各種所得情報の照会 ・住民票住所地と公営住宅住所との照合を行い、公営住宅への不正入居者の検出 ・出産、死亡等による世帯情報の変更の確認 ・家賃滞納している世帯の所得情報を正確に把握することで督促や納付相談に活用 ・収入状況報告された各種所得情報に基づく家賃を毎年度ごとに決定 ・家賃減免の決定
③システムの名称	公営住宅管理システム、統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
公営住宅管理ファイル、統合宛名ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第一 19の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一主務省令) 第18条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[未定]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>(特定個人情報の提供根拠) なし</p> <p>(特定個人情報の照会根拠) なし</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	都市計画部住宅建築課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	<p>東松山市 総務課 〒355-8601 住所:埼玉県東松山市松葉町1-1-58 電話:0493-23-2221 FAX:0493-24-6123 e-mail : somuka@city.higashimatsuyama.lg.jp</p>
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	<p>東松山市 住宅建築課 〒355-8601 住所:埼玉県東松山市松葉町1-1-58 電話:0493-23-2221 FAX:0493-24-8857 e-mail : kaiken@city.higashimatsuyama.lg.jp</p>

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年4月16日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [O]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [O]接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月25日	5. 評価実施期間における担当部署	①部署 都市整備部まちづくり住宅課 ②所属長 まちづくり住宅課長 成川 忠男	①部署 都市整備部住宅建築課 ②所属長 住宅建築課長 鍋木 幹矢	事後	構造改革による部署名等の変更であるため、しきい値判断に影響する重要な変更には該当しない。
平成28年7月25日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	東松山市 まちづくり住宅課 〒355-8601 住所:埼玉県東松山市松葉町1-1-58 電話:0493-23-2221 FAX:0493-24-8857 e-mail : MACHIZUKURIJYUTAKUKA@city.higashimatsuyama.lg.jp	東松山市 住宅建築課 〒355-8601 住所:埼玉県東松山市松葉町1-1-58 電話:0493-23-2221 FAX:0493-24-8857 e-mail : kaiken@city.higashimatsuyama.lg.jp	事後	構造改革による部署名等の変更であるため、しきい値判断に影響する重要な変更には該当しない。
平成29年7月25日	5. 評価実施期間における担当部署	所属長 住宅建築課長 鍋木 幹矢	所属長 住宅建築課長 松崎 正吉	事後	部署名等の変更であるため、しきい値判断に影響する重要な変更には該当しない。
平成31年4月16日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職	所属長 住宅建築課長 松崎 正吉	課長	事後	記載事項修正
平成31年4月16日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年3月10日時点	平成31年4月16日時点	事後	時点修正
平成31年4月16日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年3月10日時点	平成31年4月16日時点	事後	時点修正
平成31年4月16日	IV リスク対策		新様式への対応 (IV リスク対策を追加)	事後	主務省令等の改正
令和1年6月20日	II しきい値判断項目 3. 重大事故	発生なし	発生あり	事後	
令和3年6月4日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	都市整備部 住宅建築課	都市計画部 住宅建築課	事後	
令和3年6月4日	II しきい値判断項目 3. 重大事故	発生あり	発生なし	事後	
令和4年6月7日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	1,000人以上1万人未満	1,000人未満(任意実施)	事後	